

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 棕 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	南 (建部南町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の耕作者は高齢化が進んでおり、一部後継者が手伝いをしているが親が引退するとともに離農することが予想され、集落内での後継者不足が大きな課題になっている。圃場整備に取り組んでおらず、不整形な農地ばかりのため、大型機械の進入もできず、周辺集落の担い手に耕作してもらうことが難しい。遊休農地化してしまうリスクが非常に高い。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は水稲を中心に耕作をしている。今後も兼業農家のみの集落のため、水稲を中心に現状を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合、遊休農地にならないように集落内外から耕作者の確保に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
今後、農地の貸借をする場合は中間管理機構を用いた権利設定を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から耕作者を確保するため、市やJAと連携していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、作業の効率化が見込めるものについては検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				